

第 62 回青森県高等学校新人選手権水泳競技大会
新型コロナウイルス感染症への対応について

令和 4 年 8 月 2 5 日
青森県高体連水泳専門部

1 大会への参加について

- (1) 発熱等の症状がある選手は、大会への参加を見合わせる。
- (2) 市販の抗原定性検査キットを使用する際は、研究用ではなく医療用（体外診断用医薬品）を使用すること。
- (3) 大会初日から遡って、7 日以内に練習場所および練習時間を同じくするチーム関係者から、陽性者が発生した際に、出場予定の選手が感染者もしくは濃厚接触者に該当しない場合は（原則）大会初日 7 2 時間以内の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認することで大会出場を可能とする。
- (4) 大会初日から遡って、5 日以内に出場予定の選手が濃厚接触者となった場合は、原則該当者の出場を禁止する方針であるが、感染者と最終接触した日を 0 日として 2 日目及び 3 日目に抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、両日ともに陰性となった場合は、3 日目の陰性が確認できた時点で、各学校の責任において参加可能とする。
- (5) 顧問、引率責任者に発熱等の症状がある場合は、各学校の管理職に連絡をして生徒の引率をする代わりに先生を派遣してもらうなど、各学校で対応すること。
- (6) 競技役員に発熱等の症状がある場合も、無理をせずに大会への参加を見合わせる。

2 会場入館の条件について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から以下のとおりとする。

- (1) 無観客で実施する。コーチ、保護者の入館は不可とする。
- (2) 部員、顧問、引率責任者は入館を認める。また、エントリー以外の部員については、選手の補助・応援のため、入館を可とする。ただし、感染防止対策をした上で声を出しての応援を禁止とする。
- (3) 役員（顧問・引率者を除く）・来賓・視察・その他入館を認められた者の入館に際しては、県高体連様式「入場者確認票」（報告書 4）を提出すること。
- (4) 報道・学校委託業者（カメラマン等）については、入館を認める。ただし、入館に際しては、県高体連様式「入場者確認票」（報告書 4）と名刺を提出すること。
- (5) マスクを着用していない者の入館は認めない。

3 マスクの着用について

- (1) 顧問、引率責任者、競技役員など選手以外の者は常時マスクを着用すること。
- (2) 泳ぐとき以外は原則として常にマスクを着用すること。（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）マスクはレーンの前ではずし、**服のポケットか袋に入れること**。（マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）レース後、更衣室に移動する前にマスクを着用するよう努めること。

4 食事について

- (1) 選手は学校毎であっても飛沫を飛ばさないような位置に座り、黙食を心がけること。
- (2) 大会役員・競技役員等においても飛沫を飛ばさないような位置に座り、黙食を心がけること。

5 監督会議について

- (1) 会議をできるだけ短い時間で実施するため、高体連水泳専門部ホームページに掲載している資料をダウンロード・印刷し、事前に熟読しておくこと。

6 大会中に風邪症状等が出た場合について

- (1) 生徒の場合は、顧問が保護者及び管理職に連絡し、帰宅させること。
- (2) 顧問、引率責任者の場合は、各学校の管理職に連絡をして生徒の引率をする代わりに先生を派遣してもらうなど、各学校で対応すること。

7 大会前・後及び開催期間中に感染が判明した場合

- (1) 大会終了後 10 日以内に陽性者が発生した場合は、遅延なく水泳専門部事務局に報告すること。
- (2) 感染確認前の 7 日間について行動歴の調査を依頼することがある。
- (3) 顧問、引率責任者は、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に備え、大会参加者名簿を作成し、携帯すること。(管理には十分気を付けること)

【必要事項】

- ①氏名(ふりがな) ②生年月日 ③住所(本人居住地) ④電話番号(保護者連絡先)

8 移動について

- (1) バス、電車等を利用する際は、マスクを着用し会話を控えること。降車後は速やかに手を洗うなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

9 宿泊について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から以下のとおりとする。

- (1) 競技日程上やむを得ず宿泊する場合は、可能な限り個室を利用する。
- (2) 宿泊施設での食事は、可能な限り各部屋での弁当等の食事が望ましい。食堂等を利用する場合は、対面に座らない、人数を制限し入れ替え制とする等の対応をとる。
- (3) その他の共有スペース(浴室等)を利用する際も、短時間で済ませる、人数を制限し入れ替え制とする等の対応をとる。